

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の
指導要録上の出欠の取扱いについて

上尾市教育委員会
令和6年2月

はじめに

令和5年10月に文部科学省より公表された「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校児童生徒数は299,048人（長期欠席児童生徒数は460,648人）と、平成24年度調査から11年連続で増加しています。本市においても、小・中学校の不登校児童生徒数は年々増加しており、喫緊の課題となっております。

現在、各上尾市立学校においては、不登校の未然防止を第一とし、魅力的な学校づくりや居場所のある温かい学級経営に努めております。また、不登校となった児童生徒への支援のために、本人や保護者との面談、校内ケース会議、別室登校や放課後登校等の対応、教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携、福祉・医療機関の紹介など、個々の児童生徒の状況に応じた取組が組織的に行われています。さらに、上尾市教育委員会が設置している学校適応指導教室「かもめ・けやき教室」においては、学校復帰だけでなく社会的自立に向けた支援を行っています。こうした公的機関での支援の他に、フリースクール等の民間施設を利用して支援を受けている児童生徒もおります。

このような状況から、平成28年12月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、文部科学省より令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」が示され、その中で不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立すること」をめざす必要性や、社会的自立への支援に向けて、学校と民間施設等との連携の重要性や児童生徒が民間施設において指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、判断を行う何らかの目安を設けておくことが望ましいことに等について改めて示されました。

これらを踏まえ、上尾市教育委員会では、令和4年度から、上尾市不登校対策推進委員会を設置し、令和5年3月に「上尾市不登校対策基本方針」を策定いたしました。それとともに、不登校児童生徒に対する教育機会の確保に向け、民間施設との連携が必要との認識のもと、民間施設等に関するガイドラインを策定することにいたしました。

本ガイドラインは長期欠席児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合や、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合における指導要録上の出席扱い等について判断する際に留意すべき点等を示しております。これによって、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒について、学校として適切に評価し、より良い支援することにつなげたいと考えております。

今後も、各校に対して本ガイドラインの活用を通じて、学校と民間施設の有機的な連携について指導・助言し、長期欠席児童生徒への支援のさらなる充実に努めてまいります。

令和6年2月
上尾市教育委員会

本ガイドラインに係る基本的事項

1 基本的な考え

校長は、本ガイドラインの要件を満たすとともに、不登校（長期欠席含む）児童生徒が学校外の施設及び自宅等において相談・指導を受けたり、ICT等を活用した学習活動を行ったりしたとき、それらが当該児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、適切な支援であると評価できる、または有効・適切であると判断する場合に、指導要録上「出席扱い」とすること及びその成果等を評価に反映することができる。

その際、校長は、児童生徒本人及び保護者、該当する施設等、上尾市教育委員会と十分な連携をとり、個々の児童生徒の実態を踏まえ、適切であるかについて判断することが求められる。

2 対象となる児童生徒

本ガイドラインで対象とする児童生徒は、文部科学省が定義する「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者」を目安とするが、欠席日数についてはこの限りではないものとする。

※以下、本ガイドラインにおける「不登校児童生徒」は、「2 対象となる児童生徒」を指すものとする。

3 指導要録等における記載

指導要録等における出欠の取扱いは、原則以下のとおりとする。

登校の有無	場所		出席簿	指導要録
登校している	学校	教室 or 別室	出席	出席
登校していない	学校外の施設	教育センター	欠席	出席扱い可
		民間施設	欠席	出席扱い可 ※要件満たす場合
	自宅等		欠席	出席扱い可 ※要件満たす場合

※指導要録等への記載方法については、上尾市教育委員会が指定する方法で行う。

長期欠席・・・欠席理由が明確となっているものを指す。具体的には病気・経済的理由・家庭の事情により登校できない（保護者が登校させない場合を含む）などの理由が明確で出席簿上に記載されるもの。

不登校・・・上述の長期欠席に含まれるもののうち、理由が明確でないものを指す。出席簿上では事故欠と記載されるもの。

民間施設についてのガイドライン

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、該当児童生徒の状況及び各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。なお、以下のいずれかを満たすこととする。

- ・ 1年を通じた活動実績（任意団体として活動していた期間を含む）があること
- ・ 学校や教育委員会への訪問及び情報共有、視察等の連携があること

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 不登校児童生徒の社会的自立を目指し、生活習慣の改善指導や学習習慣等に関する相談・指導を行うことを、主たる目的としていること。
- (2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- (3) 原則として週1回以上開所し、主に学校の授業時間に不登校児童生徒の受入れを行っていること。

3 相談・指導の在り方について

- (1) 児童生徒の発達段階や安全への配慮が十分あり、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- (1) 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校及び教育委員会と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を書面等で定期的(月1回程度)に交換し、十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 出席扱い等の要件
<ul style="list-style-type: none">(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。(2) 学校外の公的機関は、上尾市教育センターとする。(3) 民間施設については、「民間施設についてのガイドライン」に沿っていることを、校長が確認していること。(4) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。(5) 当該施設における学習の計画や内容について、校長が、児童生徒の社会的自立に向けて適切であると判断していること。
2 留意事項
<ul style="list-style-type: none">(1) 十分な連携・協力関係とは、保護者と学校が月1～2回程度の定期的かつ継続的に面談するなど、互いに状況把握を直接行っていることをいう。(2) 校長は、上尾市教育センターからの通所状況及び適応指導教室通級状況報告書及び担当者との活動状況などの情報共有を十分に行った上で、当該児童生徒の出席の取扱いについて判断することとする。(3) 校長は、民間施設について確認する際、上尾市教育委員会と十分な連携をとり、個々の児童生徒にとって適切であるかについて、判断することとする。(4) 校長は、当該施設における学習の計画や内容を、自校の教育課程に照らし、適切と判断した場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることとする。(5) 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることとする。

不登校児童生徒が自宅等においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 出席扱い等の要件
<p>(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。</p> <p>(2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。</p> <p>(3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。</p> <p>(4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。</p> <p>(5) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。</p> <p>(6) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、校長が、当該学習の計画や内容について、自校の教育課程に照らし、適切であると判断していること。</p>
2 留意事項
<p>(1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意することとする。</p> <p>(2) ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めることとする。</p> <p>(3) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めることとする。</p> <p>(4) 校長と保護者は、対面指導の日数や学習活動の時間などについての出席扱いとする基準を示した計画を児童生徒の実態に応じて、前月中に作成する。【様式】</p> <p>(5) 出席扱いとするためには、(4)で作成した計画に準じて学習したことを保護者が確認し、翌月3課業日以内（3月は月内）に報告を提出する。【様式】</p> <p>(6) 十分な連携・協力関係とは、保護者と学校が月1～2回程度の定期的かつ継続的に面談するなど、互いに状況把握を直接行っていることをいう。</p>

- (7) 対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものをいう。
- (8) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、対面指導に当たっている者から定期的に報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握することとする。
- (9) 校長は、当該児童生徒が学習する際、民間施設等が提供するオンラインドリルなどを使用する場合、上尾市教育委員会と十分な連携をとり、その提供者が「民間施設についてのガイドライン」に沿っていることを確認すること。
- (10) 校長は、把握した学習の計画や内容を、自校の教育課程に照らし、適切と判断した場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることとする。
- (11) 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることとする。

【様式例】

自宅等においてICT等を活用した学習活動に係る学習計画及び報告表【令和 年 月】

上尾市立	学校	年	組	氏名：	保護者：	連絡先：	
今月の目標：							
教材提供者	学校等の公的機関・民間施設等（名称： ）				教材の名称など：		
日	曜日	学年	教科	学習内容（単元名等）	学習予定時間	実際の学習時間	備考（変更・追加等）
例	月	4	算数	わり算の筆算を考えよう 4けた÷3けた	10：00～12：00	9：45～11：45	
今月の振り返り：							
計画時学校確認（ ）令和 年 月 日				報告時学校確認（ ）令和 年 月 日			

※学校は確認後、写しを取り、原本は保護者が保管することとする。